

問題 1

【正解】 1

【解説】 行為能力に関する基礎的問題であり、成年被後見人の法律行為の効力についての理解を確認する趣旨である。

成年被後見人の法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為でない限り、取り消すことができる（民 9 条）。これは、成年後見人の同意を得てした行為であっても同様である。

問題 2

【正解】 2

【解説】 代理に関する基礎的問題であり、代理権の消滅事由についての理解を確認する趣旨である。

代理人の死亡によって、代理権は消滅する（民 111 条 1 項 2 号）。B の代理人の地位が B の相続人 C に承継されることはない。

問題 3

【正解】 1

【解説】 無効な法律行為の原状回復義務に関する基礎的問題であり、制限行為能力者の返還義務の範囲についての理解を確認する趣旨である。

無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う（民 121 条の 2 第 3 項）。

問題 4

【正解】 2

【解説】 時効の援用権者に関する基礎的問題であり、民法 145 条の「当事者」に含まれる者の範囲についての理解を確認する趣旨である。

時効を援用することができるのは「当事者」（民 145 条）である。民法 145 条括弧書に明示されているように、第三取得者は「当事者」に含まれる。したがって、物上保証人 C からの第三取得者 D は、 α 債務について消滅時効を援用することができる。

問題5

【正解】1

【解説】動産の物権変動の対抗要件に関する基礎的問題であり、引渡しがなければ物権の取得を対抗しえない「第三者」の範囲についての理解を確認する趣旨である。

判例は、動産の賃借人は民法178条にいう「第三者」に当たると解している（大判大4・2・2民録21・61）。第三者が動産を賃借している場合における「引渡し」は、指図による占有移転の方法（民184条）によるほか、占有改定の方法（民183条）によることもありうる（最決平29・5・10民集71・5・789参照）。

問題6

【正解】1

【解説】即時取得に関する基礎的問題であり、即時取得の要件である「取引行為」についての理解を確認する趣旨である。

即時取得は、取引の相手方に動産を処分する権限がない場合に、相手方の占有を信頼して取引行為を行った者の取引の安全を保護する制度であって、取引行為それ自体に無効または取消事由などの瑕疵がある場合に、これを治癒する制度ではない。

問題7

【正解】2

【解説】共有に関する基礎的問題であり、共有物の利用関係についての理解を確認する趣旨である。

共有物の変更には、その形状または効用の著しい変更を伴わないものを除き、共有者全員の同意が必要である（民251条1項）。

問題8

【正解】2

【解説】担保物権が共通して有する性質に関する基礎的問題であり、物上代位性についての理解を確認する趣旨である。

物上代位性は、一般に典型担保物権が共通して有する性質とされるが、厳密には優先弁済的効力がある担保物権のみが有する性質である（先取特権、質権、抵当権につき民304条1項、350条、372条参照）。留置権には、優先弁済的効力がないため、物上代位性がない。

問題 9

【正解】 1

【解説】 質権に関する基礎的問題であり、動産質の対抗要件についての理解を確認する趣旨である。

民法 352 条。

問題 10

【正解】 2

【解説】 根抵当権に関する基礎的問題であり、元本確定前の根抵当権と被担保債権との関係についての理解を確認する趣旨である。

普通抵当権の被担保債権を取得した者は、随伴性により抵当権も取得し、その行使をすることができる。しかし、元本確定前の根抵当権には随伴性がない。元本確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、根抵当権を取得せず、それを行使することができない（民 398 条の 7 第 1 項）。

問題 11

【正解】 1

【解説】 譲渡担保に関するやや発展的な問題であり、譲渡担保設定者による物権的請求権の行使の可否についての理解を確認する趣旨である。

判例は、「譲渡担保は、債権担保のために目的物件の所有権を移転するものであるが、右所有権移転の効力は債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ認められる」一方で、譲渡担保設定者は、「被担保債務を弁済して目的物件についての完全な所有権を回復」しうる立場にあることに照らして、特段の事情のない限り、譲渡担保設定者が目的物件の不法占有者に対して当該物件の返還を請求することができるとする（最判昭 57・9・28 判タ 485・83）。

問題 12

【正解】 1

【解説】 債権の効力に関する基礎的問題であり、履行の強制の要件についての理解を確認する趣旨である。

債務不履行による損害賠償請求（民 415 条 1 項）とは異なり、債権者は、債務不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであっても、履行の強制を裁判所に請求することができる（民 414 条 1 項参照）。

問題 13

【正解】 2

【解説】 債権者代位権に関する基礎的問題であり、債権者代位権が行使された場合の債務者の地位についての理解を確認する趣旨である。

債権者が債権者代位権に基づいて被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない（民423条の5前段）。

問題 14

【正解】 1

【解説】 保証に関する基礎的問題であり、保証契約締結時の主たる債務者の情報提供義務についての理解を確認する趣旨である。

民法465条の10。

問題 15

【正解】 1

【解説】 弁済に関するやや発展的な問題であり、表見受領権者に対する弁済についての判例の理解を問う趣旨である。

判例は、本問と同様の事例において、金融機関が預金担保貸付をするにあたり、貸付けの相手方を預金者本人と認定するについて、金融機関として負担すべき相当の注意義務を尽くしたと認められるときは、民法478条の規定を類推適用し、相殺をもって真実の預金者に対抗することができるとしている（最判昭59・2・23民集38・3・445）。この判例は、金融機関が相殺の意思表示をする時点においては貸付けの相手方が真実の預金者と同一人でないことを知っていたとしても、これによって上記結論に影響はないとしている。

問題 16

【正解】 2

【解説】 契約の解除に関する基礎的問題であり、解除の要件についての理解を確認する趣旨である。

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、その不履行を理由に契約の解除をすることができない（民543条）。

問題 17

【正解】 1

【解説】 消費貸借に関する基礎的問題であり、書面である消費貸借についての理解を確認する趣旨である。

民法 587 条の 2 第 2 項前段。

問題 18

【正解】 1

【解説】 貸借に関する基礎的問題であり、賃料債務の弁済への敷金の充当についての理解を確認する趣旨である。

民法 622 条の 2 第 2 項後段。

問題 19

【正解】 2

【解説】 請負に関する基礎的問題であり、仕事完成前における任意解除権についての理解を確認する趣旨である。

注文者は、請負人が仕事を完成しない間は、いつでも損害を賠償して請負契約の解除をすることができる（民 641 条）。しかし、請負人にはこのような任意解除権は認められていない。

問題 20

【正解】 1

【解説】 事務管理に関する基礎的問題であり、事務管理者の管理継続義務についての理解を確認する趣旨である。

民法 700 条ただし書。

問題 21

【正解】 1

【解説】 不当利得に関する基礎的問題であり、騙取金による弁済の場合において法律上の原因の有無がどのような基準に基づいて判断されるかについての理解を確認する趣旨である。

債権者が債務者より債務の弁済を受けた場合において、当該弁済が第三者からの騙取金によるものであることについて悪意であるかまたは善意であるとしても重過失があるときは、当該債権者の金銭の取得は、当該第三者に対する関係において、法律上の原因を欠くものとなる（最判昭 49・9・26 民集 28・6・1243）。

問題 22

【正解】 1

【解説】 不法行為に関する基礎的問題であり、不法行為に基づく損害賠償制度の目的についての理解を確認する趣旨である。

最判平9・7・11民集51・6・2573によれば、不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者が被った損害の補てんを目的とするものであり、加害者に対する制裁や将来における同様の行為の抑止は、反射的・副次的な効果にすぎない。このため、裁判所は、被害者に生じた損害の賠償に加えて、制裁および一般予防を目的とする賠償金を支払うよう加害者に命じることはできない。

問題 23

【正解】 1

【解説】 夫婦の財産関係に関する基礎的問題であり、夫婦財産契約の対抗要件についての理解を確認する趣旨である。

民法 756 条。

問題 24

【正解】 2

【解説】 離婚の要件に関する基礎的問題であり、離婚意思についての理解を確認する趣旨である。

判例は、方便としての離婚の届出であっても、その届出が法律上の婚姻関係を解消する意思の合致に基づいてされたものである場合には、有効な離婚であると解している（最判昭57・3・26判タ469・184）。

問題 25

【正解】 2

【解説】 認知に関する基礎的問題であり、認知の要件についての理解を確認する趣旨である。

胎児を認知するには、母の承諾を得なければならないが（民783条1項）、出生後の子の認知については、母の承諾は不要である。ただし、成年の子を認知する場合には、その子の承諾が必要となる（民782条）。

問題 26

【正解】 1

【解説】 特別養子縁組に関する基礎的問題であり、特別養子縁組の離縁についての理解を確認する趣旨である。

特別養子縁組の離縁は、家庭裁判所の審判による場合のほか、これを行うことができない（民 817 条の 10）。

問題 27

【正解】 2

【解説】 代襲相続に関する基礎的問題であり、代襲相続原因についての理解を確認する趣旨である。

被相続人の子が被相続人の死亡以前に死亡したとき、または被相続人の子が相続欠格（民 891 条）に該当し、もしくは廃除（民 892 条）によって、その相続権を失ったときは、その者の子が代襲相続する（民 887 条 2 項）。相続放棄（民 938 条）は代襲相続原因ではない。

問題 28

【正解】 2

【解説】 相続分に関する基礎的問題であり、法定相続分について、具体的事例に即して理解されているかを確認する趣旨である。

配偶者および直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は 3 分の 2 である（民 900 条 2 号）。

問題 29

【正解】 1

【解説】 遺言事項に関する基礎的問題であり、遺言による相続分の指定についての理解を確認する趣旨である。

民法 902 条 1 項。

問題 30

【正解】 1

【解説】 特別の寄与に関する基礎的問題であり、特別寄与料の支払請求の要件についての理解を確認する趣旨である。

民法 1050 条 1 項。

問題 31

【正解】4

【解説】意思表示の錯誤に関する基礎的問題であり、錯誤による意思表示の取消しの要件と効果についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 正しい。民法95条1項柱書。
イ. 誤り。Aの錯誤は民法95条1項1号の「意思表示に対応する意思を欠く錯誤」に該当するため、同条2項の要件を充足する必要はない。
ウ. 正しい。民法95条3項1号。
エ. 誤り。Aの意思表示の取消権者は、Aまたはその代理人もしくは承継人だけである（民120条2項）。Bは、自らの意思表示を取り消すことができる可能性があるとしても、Aの意思表示を取り消すことはできない。
オ. 正しい。民法95条4項。

問題 32

【正解】5

【解説】代理に関する基礎的問題であり、代理権の濫用および無権代理行為がされた場合における法律関係についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 正しい。代理権の濫用について相手方が善意かつ無過失である場合、代理行為の効果は本人に帰属する（民107条参照）。
イ. 正しい。無権代理行為の相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる（民114条）。
ウ. 誤り。本人の追認によって無権代理行為の効果は本人に帰属し、相手方は契約を取り消すことができなくなる（民115条参照）。
エ. 誤り。無権代理人が代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、相手方は、無権代理人の責任を追及することができない（民117条2項1号）。
オ. 正しい。判例によれば、無権代理人が本人を単独で相続した場合、無権代理行為の効果は無権代理人に当然に帰属する（大判昭2・3・22民集6・106、最判昭40・6・18民集19・4・986）。

問題 33**【正解】 2**

【解説】 不動産物権変動に関する基礎的問題であり、不動産の物権変動を対抗するために登記を要するのほどのような場合であるかについて、具体的事例に即して理解されているかを確認する趣旨である。

- ア. 誤り。判例によれば、取消し後に不動産を取得した第三者に対して、取消しによる復歸的物権変動を対抗するには登記を要する（大判昭 17・9・30 民集 21・911）。
- イ. 正しい。判例によれば、解除後に不動産を取得した第三者に対して、解除による復歸的物権変動を対抗するには登記を要する（最判昭 35・11・29 民集 14・13・2869）。
- ウ. 正しい。判例によれば、契約の解除はその遡及効によって解除前に不動産を取得した「第三者」の権利を害することはできないが（民 545 条 1 項ただし書）、この「第三者」についても民法 177 条の適用はあるから、解除前に不動産の所有権を取得した者はその旨の登記を経由していないときは民法 545 条 1 項ただし書にいう「第三者」として保護されない（最判昭 33・6・14 民集 12・9・1449、最判昭 58・7・5 判タ 506・89）。
- エ. 正しい。判例によれば、時効により不動産の所有権を取得した者は、時効完成前に所有権を取得して登記を経由した者に対しては、登記をしなくても時効による所有権の取得を対抗することができる（最判昭 41・11・22 民集 20・9・1901 など）。
- オ. 誤り。判例によれば、時効により不動産の所有権を取得した者は、その旨の登記をしなければ、時効完成後に所有権を取得して登記を経由した第三者に対しては時効による所有権の取得を対抗することができない（最判昭 33・8・28 民集 12・12・1936 など）。

問題 34

【正解】 3

【解説】 占有者と占有物の返還を請求する回復者との法律関係に関するやや発展的な問題であり、占有の効力に関する規定について、具体的事例に即して理解されているかを確認する趣旨である。

- ア. 誤り。善意の占有者は、果実を取得するから（民 189 条 1 項）、占有物を第三者に賃貸することにより法定果実を収受していたとしても、これを回復者に返還しなくてよい。
- イ. 正しい。善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴えの提起の時から悪意の占有者とみなされるから（民 189 条 2 項）、たとえ本権の訴えの提起により占有者の確信が動かなかつたときでも、その時以後の果実を回復者に返還しなければならない（民 190 条 1 項）。そして、目的物の使用利益は果実と同視される（大判大 14・1・20 民集 4・1）。
- ウ. 誤り。所有の意思のある占有者は、自己の物として占有する者であるから、その者の責めに帰すべき事由による滅失であっても、本権を有すると誤信する善意の占有者については、その責任は軽減されるべきであり、滅失によって現に利益を受けている限度において賠償する義務を負う（民 191 条）。
- エ. 誤り。占有者が占有物の保存のために必要費を支出した場合であっても、占有者が果実を取得したときは、通常必要費は占有者の負担に帰するから（民 196 条 1 項ただし書）、占有者は特別必要費の償還だけを回復者に請求することができる。このことは、占有者の善意・悪意を問わない。
- オ. 正しい。占有者が占有物の改良のために有益費を支出した場合には、その価格の増加が現存している限りは、その善意・悪意にかかわらず、回復者に対して、回復者の選択に従い、占有者の支出した金額または目的物の増価額の償還を請求することができる（民 196 条 2 項本文）。悪意の占有者に対しては、裁判所は、回復者の請求により、その償還について、相当の期限の許与をすることができるにすぎない（同項ただし書）。

問題 35

【正解】 2

【解説】 抵当権の効力に関するやや発展的な問題であり、民法 376 条 1 項の抵当権の処分についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 誤り。本肢の場合において、抵当権の処分がされないままであると、B に 3000 万円、C に 2000 万円が配当され、D には配当がない。これに対して、B が D に抵当権の譲渡をすると、B がもつ 3000 万円分の優先弁済権が D に与えられる。この結果、B への配当はなくなり、C に 2000 万円、D に 3000 万円が配当される。抵当権の譲渡に限らず、抵当権の処分には相対的効力しかないため、処分の当事者ではない C への配当は、処分の前後で変わらない。
- イ. 正しい。B が D に抵当権の放棄をすると、B の D に対する優先弁済権がなくなり、放棄がなければ B に配当されるはずであった 3000 万円の配当金について、B と D は平等に（債権額の割合に応じて）配当を受けることとなる。B が 3000 万円の債権を有し、D が 9000 万円の債権を有するから、3000 万円のうち 750 万円が B に配当され、2250 万円が D に配当される。なお、C は、B による抵当権の放棄前と同じく 2000 万円の配当を受ける。
- ウ. 正しい。B が C に抵当権の順位譲渡をすると、B がもつ 3000 万円分の優先弁済権が C に与えられる。C は、さらに自己の第 2 順位の抵当権により 2000 万円の配当を受けることができるため、合計 5000 万円の配当を受ける。
- エ. 正しい。B が C に抵当権の順位放棄をすると、放棄がなければ B に配当されるはずであった 3000 万円の配当金について、B と C は平等に（債権額の割合に応じて）配当を受けることとなる。B が 3000 万円の債権を有し、C が 6000 万円の債権を有するから、3000 万円のうち 1000 万円が B に配当され、2000 万円が C に配当される。C は、さらに自己の第 2 順位の抵当権により 2000 万円の配当を受けることができるため、合計 4000 万円の配当を受ける。
- オ. 誤り。転抵当権者は、転抵当権の被担保債権額の範囲で、原抵当権の優先弁済権を行使することができる。このため、転抵当権者が受けられる配当は、原抵当権の被担保債権額と転抵当権の被担保債権額のどちらか低い方である。したがって、E は、3000 万円の配当を受ける。

問題 36

【正解】 3

【解説】 抵当権と利用権に関するやや発展的な問題であり、抵当権と土地賃借権および法定地上権（民 388 条）の関係についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 誤り。法定地上権は、土地と地上建物の双方に抵当権が設定された場合であっても、競売によって土地と建物の所有者を異にするに至ったときには成立する（最判昭 37・9・4 民集 16・9・1854）。したがって、C の請求は認められない。
- イ. 正しい。乙建物の所有者 B は、土地賃借権を抵当権者 C に対抗することができることから（借地借家 10 条 1 項参照）、その土地賃借権を甲土地の買受人 D にも対抗することができる。したがって、D の請求は認められない。なお、本肢の場合においては、抵当権設定時に土地と建物の所有権が同一人に帰属していなかったため、法定地上権は成立しない。
- ウ. 誤り。抵当権設定時に土地と建物の所有権が同一人に帰属していた場合は、その後に土地と建物の所有者を異にするに至ったとしても、法定地上権は成立する（大連判大 12・12・14 民集 2・676）。したがって、D の請求は認められない。なお、本肢における A の土地賃借権は、B の抵当権に対抗することができないものであったため、買受人 D への売却によって消滅する（民執 188 条、59 条 2 項）。
- エ. 誤り。土地に抵当権が設定された後に地上建物が建築されたときは、法定地上権は成立しない（大判大 4・7・1 民録 21・1313）。したがって、C の請求は認められる。
- オ. 正しい。所有者が土地および地上建物に共同抵当権を設定した後、建物が取り壊され、土地上に新たに建物が建築された場合には、新建物の所有者が土地の所有者と同一であり、かつ、新建物が建築された時点での土地の抵当権者が新建物について土地の抵当権と同順位 of 共同抵当権の設定を受けたとき等特段の事情のない限り、新建物のために法定地上権は成立しない（最判平 9・2・14 民集 51・2・375）。したがって、D の請求は認められる。

問題 37

【正解】 3

【解説】 債務不履行に関する基礎的問題であり、債務者がどのような場合に債務不履行責任を負うかについての理解を確認する趣旨である。

- ア. 正しい。安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償債務は、期限の定めのない債務であるから、民法 412 条 3 項により、その債務者は、債権者から履行の請求を受けた時から履行遅滞責任を負う（最判昭 55・12・18 民集 34・7・888）。
- イ. 誤り。不定期限付き債務では、債務者は期限到来後に履行の請求を受けた時または期限の到来を知った時のいずれか早い時から履行遅滞に陥る（民 412 条 2 項）。
- ウ. 正しい。債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れる（民 492 条）。
- エ. 誤り。通説によれば、金銭債務は履行不能になることがない。
- オ. 正しい。民法 412 条の 2 第 2 項。

問題 38

【正解】 5

【解説】 債権譲渡に関する基礎的問題であり、債権譲渡の対抗要件についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 正しい。債権譲渡の対抗要件としての通知（民 467 条）は、譲渡人が行わなければならないが、譲受人が譲渡人の代理人として通知を行うことも認められる（最判昭 46・3・25 判タ 261・195）。
- イ. 正しい。この場合において第三者対抗要件を具備しているのは第二譲受人のみであり（民 467 条 2 項）、通知が債務者に到達した時期の先後にかかわらず、第二譲受人がこの債権を取得する（大連判大 8・3・28 民録 25・441）。
- ウ. 誤り。この場合は、第二譲受人が第三者対抗要件を備える前に債権は弁済によって消滅しており、第二譲受人はこの債権を取得することができない（大判昭 7・12・6 民集 11・2414）。
- エ. 誤り。債権が二重に譲渡された場合において、いずれの譲渡についても確定日付のある証書による通知がされたときは、譲受人相互の優劣は、その通知が債務者に到達した時の先後によって決まる（最判昭 49・3・7 民集 28・2・174）。
- オ. 正しい。民法 468 条 1 項。

問題 39

【正解】4

【解説】売買の効力に関する基礎的問題であり、売主の義務およびその不履行の効果についての理解を確認する趣旨である。

ア. 正しい。民法 561 条。

イ. 正しい。民法 562 条 1 項。

ウ. 誤り。買主は、契約の解除をしたときでも、損害賠償を請求することを妨げられない（民 564 条、545 条 4 項参照）。

エ. 正しい。売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないときは、買主は、代金の減額を請求することができる（民 565 条、563 条）。

オ. 誤り。買主が契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨の通知をしたときでも（民 566 条）、その不適合による損害賠償債権につき消滅時効に関する規定（民 166 条 1 項）の適用は排除されない（最判平 13・11・27 民集 55・6・1311 参照）。

問題 40

【正解】5

【解説】不当利得に関するやや発展的な問題であり、不当利得の成立要件および効果についての理解を確認する趣旨である。

ア. 誤り。利得者が、金銭受領後に当該金銭から生活に必要な費用を支出した場合、現存利益の存在は否定されず、利得者は、善意・悪意に関係なく、これを返還する義務を負う（大判昭 7・10・26 民集 11・1920 参照）。

イ. 誤り。民法 704 条後段は、悪意の受益者が不法行為の要件を充足する限りにおいて、不法行為責任を負うことを注意的に規定したものであって、悪意の受益者に不法行為責任とは異なる特別の責任を負わせたものではない（最判平 21・11・9 民集 63・9・1987）。

ウ. 誤り。民法 705 条は、債務の弁済として給付した者が、その時において、当該債務の不存在について悪意である場合に、その返還を請求することができないとする。したがって、債務の弁済として給付した者が、その時において、当該債務の不存在について善意・有過失である場合には、不当利得としてその返還を請求することができる。

エ. 正しい。債務者が期限前弁済をした場合には、債務者は債権者に対し給付したものの返還を請求することはできない（民 706 条本文）。

オ. 正しい。最判平 7・9・19 民集 49・8・2805。

問題 41

【正解】 3

【解説】 不法行為に関するやや発展的な問題であり、特殊な不法行為の要件についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 誤り。失火責任法によれば、失火者が不法行為責任を負うのは、失火者に重大な過失がある場合に限られる。判例によれば、責任能力のない未成年者による失火においては、法定監督義務者は、当該未成年者の監督につき重大な過失がなければ、不法行為責任を負わない（最判平 7・1・24 民集 49・1・25）。この判例は、当該未成年者の行為の態様は、これを監督義務者の責任の有無の判断に際して斟酌することは格別として、これについて未成年者自身に重大な過失に相当するものがあるかどうかを考慮するのは相当でないとする。
- イ. 正しい。法定の監督義務者は、未成年者が責任能力を備えている場合であっても、法定の監督義務者の監督義務違反と未成年者の不法行為による結果との間に相当因果関係が認められるときは、民法 709 条に基づく不法行為責任を負う（最判昭 49・3・22 民集 28・2・347）。
- ウ. 誤り。使用者責任が成立するためには、被用者の加害行為が事業の執行につき行われていなければならない（民 715 条 1 項）。この被用者の加害行為は、使用者の事業の範囲に属するというだけでなく、客観的、外形的にみて、当該被用者の担当する職務の範囲に属するものでなければならない（最判平 22・3・30 判タ 1323・111）。
- エ. 正しい。土地の工作物の設置または保存の瑕疵がある場合において、第一次的に不法行為責任を負うのは占有者であるが、占有者は、損害の発生を防止するのに必要な注意を講じたときは、不法行為責任を負わない（民 717 条 1 項ただし書）。
- オ. 誤り。動物の占有者は、動物の種類および性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、不法行為責任を負わない（民 718 条 1 項ただし書）。

問題 42

【正解】 1

【解説】 氏に関する基礎的問題であり、氏の変動ないし変更についての理解を確認する趣旨である。

1. 誤り。婚姻によって氏を改め、離婚によって婚姻前の氏に復した夫または妻は、離婚の日から 3 か月以内に婚氏続称の届出をすることによって、離婚の際に称していた氏を称することができる（民 767 条 2 項）。
2. 正しい。民法 810 条ただし書。
3. 正しい。民法 751 条 1 項。
4. 正しい。民法 790 条 1 項ただし書。
5. 正しい。民法 791 条 1 項。

問題 43

【正解】 2

【解説】 親権に関する基礎的問題であり、親権者、親権の行使、制限および辞任についての理解を確認する趣旨である。

1. 正しい。判例は、利益相反行為（民 826 条 1 項）に当たるかどうかは、親権者が子を代理してした行為自体を外形的・客観的に考察して判定すべきであり、親権者の動機・意図をもって判定すべきではないとしている（最判昭 42・4・18 民集 21・3・671）。A が未成年の子 B を代理してする行為は、A の C に対する債務を B が物上保証するというものであるから、A と B との利益が相反する行為に当たる。
2. 誤り。一方の親権者との間でのみ利益相反がある場合は、その親に代わる特別代理人を選任し（民 826 条 1 項）、その選任された特別代理人及び利益相反関係にない親権者が共同して子を代理する（最判昭 35・2・25 民集 14・2・279）。
3. 正しい。未成年者 C の親である B が未成年である場合は、B は成年に達するまで C に対して親権を行使することができず、B の親権者である A が、B に代わり、C に対して親権を行使する（民 833 条）。
4. 正しい。本肢のような場合には、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人または検察官の請求により、親権停止の審判をすることができる（民 834 条の 2 第 1 項）。
5. 正しい。民法 837 条 1 項。

問題 44**【正解】 1**

【解説】 相続の承認・放棄に関する基礎的問題であり、相続の承認・放棄の要件および効果についての理解を確認する趣旨である。

ア. 誤り。相続の放棄をした者は、その相続に関しては、相続開始の時から相続人とならなかったものとみなされる（民 939 条）。

イ. 正しい。民法 921 条 1 号。

ウ. 誤り。限定承認とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務および遺贈を弁済すべきことを留保して、相続を承認することである（民 922 条）。相続人は、限定承認をした場合も、単純承認をした場合と同様に、相続財産のうちの積極財産だけでなく消極財産（相続債務）もすべて承継する。ただし、その責任が、相続によって得た財産の範囲に限定される点で、単純承認の場合と異なる。

エ. 正しい。民法 923 条。

オ. 正しい。相続人が熟慮期間中に相続の承認・放棄のいずれもしないまま死亡した場合、死亡した相続人の相続人（再転相続人）は 2 つの相続について承認または放棄の選択をすることになる（民 916 条参照）。この場合に、再転相続人は、先に第 2 相続を放棄したときはもはや第 1 相続を放棄することができないが、先に第 1 相続を放棄して、その後に第 2 相続を放棄することはできる（最判昭 63・6・21 家月 41・9・101）。

問題 45

【正解】 4

【解説】 遺言に関する基礎的問題であり、遺言の撤回について、具体的事例に即して理解されているかを確認する趣旨である。

1. 遺言の撤回が擬制される。民法 1023 条 2 項。
2. 遺言の撤回が擬制される。民法 1024 条前段。
3. 先の遺言の撤回が擬制される。後の自筆証書遺言（全財産の E への遺贈）の内容は、2020 年 12 月 1 日付の自筆証書遺言（甲建物についての B への特定財産承継遺言）の内容と客観的に抵触するので、先の遺言は撤回されたものとみなされる（民法 1023 条 1 項）。
4. 先の遺言は撤回されない。後の公正証書遺言（乙土地についての特定財産承継遺言）の内容は、2020 年 12 月 1 日付の自筆証書遺言（甲建物についての特定財産承継遺言）の内容とは客観的に抵触しないので、先の遺言が撤回されたことにはならない。
5. 先の遺言が撤回される。民法 1022 条。